

中部日本吹奏楽コンクール本大会実施規定内規

- 第1条 この内規は中部日本吹奏楽コンクール本大会実施規定に基づき、同コンクールの審査および判定方法について定めるものである。
- 第2条 中学校の部、高等学校の部については、審査員は団体の演奏に対し、課題曲・自由曲それぞれを10点満点で評価し、かつ講評を行う。
- 第3条 審査員の評価を合計し、その結果に基づいて大会委員長が金賞、銀賞、銅賞を決定する。
- 1 審査員5人の合計点（100点）の80点以上を金賞とする。
 - 2 審査員5人の合計点（100点）の50点以上79点未満を銀賞とする。
 - 3 第3条1・2に該当しない（49点以下）を銅賞とする。
- 第4条 中学校の部、高等学校の部について、編成ごとに各審査員の評価を合計し、総得点の高い順に順位を決定し、第1位の団体には「文部科学大臣賞」、第2位の団体には「中日新聞社賞」、第3位の団体には「理事長賞」を授与する。
- なお、同点の場合は、該当団体の審査員別得点を比較して、過半数の得票を得た団体を上位とするが、それでも決定しない場合は、審査員の投票によって順位を決定する。
- 第5条 講評用紙は出演団体に渡し、集計結果は後日出演団体に通知する。
- 第6条 この内規は理事会において出席者の過半数の承認が得られた場合は改正することが出来る。

平成29年8月20日改正